

第11回災害廃棄物対策四国ブロック協議会 議事録

日 時：平成30年2月27日（火）14:00～16:00

場 所：高知城ホール 大会議室

議 事：

- (1) 本年度の調査結果の最終報告
- (2) 行動計画案の検討
- (3) 災害廃棄物処理計画策定モデル業務の報告
- (4) 次年度以降の協議会の方針

1 開会

環境省中国四国地方環境事務所高松事務所 廃棄物・リサイクル対策課岡本課長補佐より開会の挨拶が行われた。

事務局より資料確認が行われた。

2 あいさつ

(事務局 宇賀神保全統括官)

皆様こんにちは。年度末あるいは議会中、お忙しいところお集まりいただき感謝する。

前回の幹事会以降に議論していただいた行動計画を今年度中に策定することが今回の協議会のメインだが、それが議事に入っている。

色々と貴重なご意見をいただいた。前日の中国ブロック協議会でも意見をいただき、まとめる方向にさせていただいた。こちらの方でも今日しっかりと議論していただき、今まで積み重ねてきた調査・訓練等も含めた行動計画を策定したいと考えている。皆様のご協力をよろしく願います。

【座長あいさつ】

(川本座長)

お集まりいただき感謝する。本日の議事は4項目あるが、(1)本年度の調査結果の最終報告から始めていきたい。事務局より説明をお願いします。

3 議事

(1) 本年度の調査結果の最終報告

議事の「(1) 本年度の調査結果の最終報告」について、事務局(MURC)より資料1～6の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

(川本座長)

資料1～6についてご説明いただいた。ご意見・ご質問等があればお願いします。
形式的なことだが、資料1～6を1つの報告書として綴じることになるのか。

(事務局 MURC)

事務的な話になるが、弊社が仕様書としていただいた項目順に並べ替えて、ほぼこの順番で報告書として取りまとめる。併せて次の行動計画もその報告書の中に入れる形になる。

(川本座長)

形式的なことだが、各資料の番号付け(ア・イ・ウ、(1)(2)(3)等)が資料ごとに異なっているので統一してほしい。

(事務局 MURC)

最終的な報告書を作成する時点で記載を統一する。

(川本座長)

資料2について、「インターネット上での『仮置場候補地』リストの公開状況」というタイトルになっているが、「インターネット上」ということは誰でも見られるわけなので、出典という意味でインターネットのwebサイトをどこかに記載しなくていいのか。

(事務局 MURC)

承知した。ご指摘の通り、記載があいまいな点やわかりづらい点があるので、整理して表の下に明記するようにする。

例えば P.3 の南国市はタイトルの下に出典が書いているが、表だけ見ると出典が分

かりにくいので、セットで書くように表記を修正したい。

(国土交通省四国地方整備局)

資料2の仮置場候補地の公表状況調査について。高知県宿毛市、南国市等が公表されているということだが、前にも言った通り、災害廃棄物を処理する場合は直接処場に運搬するのではなく、仮置場を設置してそこへ仮置きする。仮置場がないと一切の作業が止まってしまうので、とにかく早く仮置場を準備していただきたい。

実際に公表するかどうかは別にして、各市町村に仮置場を事前に準備していただくことが我々の大きな希望である。この協議会で仮置場の事前準備を推進し、各市町村に候補地のリストアップ作業をしていただくのか、あるいは各市町村に任せて主体的にリストアップする所だけするような形になるのか。

(事務局 MURC)

次の議題で説明するが、行動計画の中で仮置場を今後どうするかについて改善計画を取りまとめている。仮置場については、各県・各市町村の候補地選定を協議会として推進するとしており、そのように進めると考えている。

行動計画はまだ確定ではない。今後も議論はあると思う。

(事務局 大谷専門官)

仮置場についてご意見をいただき感謝する。

本協議会は主に環境部局の方々が集まっており、行動計画も災害廃棄物処理に主眼を置いている。例えば道路や河川等で発生した災害廃棄物の撤去作業については、一義的には管理者の責任で行う必要があり、各県・各市町村によっては環境部局ではなく土木部局等が担当する所もあるかと思う。その辺りは各自治体の庁内で仮置場を含めた役割分担を事前に調整しておいていただくよう、よろしく願います。

(高田副座長)

報告書のまとめ方について、対応していただきたい点を希望として述べておく。

今回報告されたのは平成29年度の調査結果だが、訓練について3年間取り組んできたとか、仮置場の調査等はテーマを決めて28年度も取り組んでいた内容だと思う。これは単年度の報告書だが、継続した取組の中で色々やってきて今年度はこういう風にやっているということが分かるように、報告書のまとめの中で触れる工夫をしていただけると有難い。3年で担当者が変わっても、変わった担当者がいちいち全ての報告書を読まなくてもいいように、一覧とまでは言わないが少し分かりやすくなる工夫をして、その中での29年度の報告書が分かるようなまとめ方をしていただければ有難い。

(2) 行動計画案の検討

議事の「(2) 行動計画案の検討」について、事務局より資料7の説明及び資料8を用いて災害廃棄物対策四国ブロック協議会設置規定(案)について、以下の改定に関する提案が行われた。

- ・第1条の徳島県と香川県の記載順の入れ替え
- ・各団体の機構改編等に伴い、別表の機関名を現在の名称へ修正

続けて、事務局(MURC)より資料9・10の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

(川本座長)

行動計画案について、ご意見・ご質問等があればお願いします。

(愛媛県)

今日の会議の直前に入れていただいた意見について、この場を借りてご説明させていただきたい。

資料9のP.5:以前の議論を踏まえ、整合性について「可能な限り」という文言が追記されているが、特に入れる必要はなかったかなと思う。今回、事務連絡も出たので特に議論する必要がなくなった気もするが、「可能な限り」は削除してもいいのではないか。

P.11:(4)処理施設の使用に係る基本方針等の下から2行目「災害廃棄物の発生量等を考慮し同列で検討する」と記載されているが、文言として「処理期間等」も入れた方がよいのではないか。

P.11:「地元事業者の活用」が前回削除されたが、粗悪な得体の知れない県外の業者等を排除する根拠とする文として、そういったことを考慮するという意味で必要な項目だったのではないか。

P.26:「仮設トイレ等」という文言が使われているが、携帯用トイレ・ポータブルトイレ等、災害時に使われるトイレは色々あるので、「災害トイレ」という文言を提案する。

P.30~31:以前、①被災市町村の役割の中に「処理期間の決定」というものがあったが、一次的に処理するのは市町村なので必要な文言だったのではないかと思うので、「処理期間の決定」を復活させてほしい。

P.37:図表IV-5の「仮置場の確保」の中に、項目として「仮置場管理者の選定」を追加するべきではないか。「仮置場における運営管理体制確立」に含まれているかとは思いますが。

P.50:前回、(1)の下に廃掃法の改正に関する内容が入っていたが削除することになった。指針ということで行動計画の内容にそぐわないということかもしれないが、

自治体の立場としてはマニュアル的な意味合いも必要なので、廃掃法の詳しい説明等もしておいていただければ良かったと思う。

P.53：これは全体にわたることだが、「求められる」「望ましい」等の文言が目立つ。災害廃棄物に対する体制というのは我が事なので、そういう文言は全て「必要である」「すべき」等もう少し強いニュアンスの方が良いのではないか。

P.55：国で定義付けをしていたら申し訳ないが、暫定仮置場と仮置場の違いがぱっと見て分からないので、言葉の定義付けをしてほしい。また、以前はこの中に日本鉄道株式会社という具体名が記載されていたが今回削除されている。自治体側としてはそういった具体名が入っている方がより使いやすく参考にしやすい指針だったと思うので、今後の見直しの中で考慮・検討していただければ有難い。

(事務局 岡本課長補佐)

分かる範囲でお答えしたい。

「可能な限り」「望ましい」等の表現は、構成員の中で断定的な表現を避けてほしいという意見があったことを踏まえ、全体の合意を取るべく言葉の言い回し等に配慮した。愛媛県の非常に前向きなご意見はありがたく受け止めたいが、プレッシャーを感じるという意見もあったので、全体に同意いただける表現ということで少し柔らかくしている。「努める」という風な表現で特に支障がない部分は今後改めていきたいが、基本的にはこのままでやらせていただきたい。

「処理期間」を追加してほしいというご指摘はもつともだと思うので、追加する方向で検討する。

「地元事業者の活用」は確かに今まで（幹事会までは）入れていたが、計画の中に盛り込まなくても仕様書を作成して事業者選定の段階で十分配慮されることから、敢えて入れる必要がないということで削除した、ご理解いただきたい。地元事業者の優先的な雇用については、被災自治体が当然取り組むべきことと考えている。

P.30に「処理期間の決定」を記載することは問題ないと思う。改めて確認した上で、「処理期間の決定」という文言がふさわしいということであれば追記する。

「仮置場管理者の選定」は非常に重要な課題だと思う。そこは行政側だけではなくなか対応できず、行政に加え、産廃協会・ボランティア等の協力が必要かと思う。そしてそこに全体統括する管理者を置く必要が出てくる。具体的なところは各自治体等で検討して管理者を選定する必要があるので、できるだけ追記する方向で整理する。

廃掃法改正の概要を行動計画本文の中に入れる必要があるかについては、事務局内でも議論したが、本編に入れなくても資料編なり報告書に記載しておけば必要な時に確認していただけるのではないかと考え、本文からは省いた。資料編でご確認いただきたい。

暫定仮置場と仮置場の定義については資料編 P.58 で解説している。これで不十分と

いうことであればご指摘いただきたい。

鉄道輸送の点について、具体的な社名を入れたらどうかというご提案は、確かに鉄道といえばJRになるが、計画の中に具体的な事業者名を盛り込むのはどうかと考えており少しぼやけてしまうがこのような表現にしている。

(川本座長)

この場で方針を示していただいた点、ご提案を受けた検討を踏まえた結論的なことは後日になると思うがよろしいか。

他にご意見はあるか。

(国土交通省四国地方整備局)

P.13 の②仮置場候補地の調整について、「迅速に仮置場を開設できるようにするため、仮置場として使用する可能性のある土地の所有者（管理者）と、可能な限り平時から調整をしておく」と書かれている。平時から調整しておくことは「可能な限り」かもしれないが、南海トラフ地震が起きたら高知県の太平洋沿岸、徳島県南部、愛媛県南陽地域が特に多くの災害廃棄物が発生すると想定されている割には少し緩いのではないか。できれば「仮置場の選定をしておく」くらいはっきり言ってもらいたい。その辺は各自自治体が頑張るところかもしれないが、県の土木関係を通じて色々お願いはしているが、環境部局の方もできるだけ仮置場候補地の選定作業をお願いしたい。

ちなみにこれは参考で書いているのでどちらでもいいが、市町村や県の運動公園・公園・広場等は防災拠点になっていて、おそらく実際には使えないと思う。使える場所もあるかもしれないが、基本的に総合運動公園のような場所は全て防災拠点が設置されて関係機関が入ってくるので、仮置場には使えないだろうと思っている。

資料編 P.64 に、一次仮置場のレイアウトの留意点として分別・保管について記載されているが、東日本大震災で膨大な災害廃棄物が発生した時、燃える・燃えない等の分別作業が非常に重要だったことが課題として捉えられているので、行動計画の中に盛り込んだ方がいいのではないか。分別作業は非常に重要な役割を担う。東日本大震災の時は、分別していない所の方がコストも期間もかかったと聞いている。結局、手間はかかるが最初に分別しておいた方が最終的にコストもかからないし期間も短縮できたと言われている。そういう意味で、こういう形で分別するというのを参考資料に書いてくれているのは有難いが、できれば行動計画の中に一言触れておいていただけると有難い。

(川本座長)

貴重なご意見かと思うが、事務局から何かあるか。

(事務局 岡本課長補佐)

貴重なご意見感謝する。仮置場の設定については確かに必要なことである。

四国内の各市町村の状況を申し上げますと、大半の市町村が災害廃棄物処理計画を策定しており、未策定の自治体においても現在策定中である。計画策定については、環境省としてモデル事業の実施という形で支援を行っている。

(災害廃棄物の) 処理計画を作る段階では必ず発生量と仮置場の選定という項目が出てくる。その中で各市町村は、どこに仮置場を設定するかということ必ず検討している。防災拠点として、仮設住宅の候補地又は自衛隊の待機場所等と重なる部分も多々あるので、現実には必ずしも仮置場が十分確保できているとは言えないが、各市町村は自らの課題として十分認識していると考えている。様々な課題があるのでなかなか公表までには至っていないが、各市町村それぞれ候補地を選定しデータは持っているということは報告させていただく。

(事務局 大谷専門官)

仮置場での分別の必要性については、P.11 の処理方針 (5) 再資源化・減容化の中で謳っている。その先には再資源化・減容化を進めていくという形で記載している。

(徳島県)

会の進行上、この場で新たな意見を言うことは差し控えたいが、既に出した意見について何点か追加させていただく。

P.34 等の横長の表の「災害時目安時間」の書き方は何度見ても見にくい。P.35 の中で市町村災害廃棄物処理実行計画の策定が数日以内～2 カ月以内ということになっているが、基本方針について1～2 カ月を目途に作るということなので矛盾している。目安時間を入れた方が良いという意見が前回あったが、実際は非常に入れにくいと思う。もう少し精査して入れていくべきである。同じページ内の一番上と下に時間が入っていればまだ分かるが、P.24～26 はページを跨って最初と最後以外の時間が入っていないので分かりにくい。この辺はもう少し精査すべきではないか。

P.32 で「②被災県の役割 (事務委託の有無に関わらず包括的に実施)」と書いているが、市町村によって事務委任する所と事務委任しない所がある。「包括的に」と書いてしまうと、事務委任しない所まで県が交渉して説明会を手伝ってくれるのかと思ってしまう可能性があるが、県は事務委任していない所まで手が回らないと思う。この書き方については、意図は分かるが「包括的に」という表現は検討した方がよいと思う。

これはあくまで県レベル、四国ブロックレベルの計画なので、国土交通省さんの言うように、仮置場の確保について、各市町村がもう少し頑張らないといけないということはこの計画で書いて良いのかという疑問がある。各市町村は当然分かっている

思う。土木部局なら指導権限があるかもしれないが環境部局は廃掃法によると技術的助言を行う立場なので、市町村に頑張ってもらうために促していくことはできるが（資料提供等のバックアップ等により）、あまり強く書くのはどうかと思う。

（事務局 MURC）

ご指摘の通り、目安時間の表記は確かに分かりにくいところがあるので工夫して精査させていただきたい。

（事務局 岡本課長補佐）

被災県の業務を「包括的」と整理した箇所について、徳島県にとっては非常に重たいものであるというご意見であった。香川県・愛媛県・高知県からも、「包括的」という文言に限らずやるべき事項全般を含めてご意見をいただきたい。

（香川県）

おっしゃるようにどちらにも取れてしまうので、事務委託を受けた場合と受けていない場合で分けるのか、書き方は考えてもらえたらと思う。ただ、これでは分からないかと言うとそんなこともないので、このままでも良いかなと思っているが、他県が修正必要と言われるなら修正しても良い。

（愛媛県）

愛媛県としては特に修正が必要とは思っていない。確かに事務委託を受けた所・受けていない所によって県の関わり方は多少変わると思うが、事務委託を受けないからといって市町村に対して何もしないということではない。但し内容は当然変わってくる部分があるので、特にこの記載があるから事務委託を受けていない所も全て県が何もかもするという事にはならないと思う。

（高知県）

徳島県・香川県・愛媛県のご意見はどれもごもつともな話だと思う。高知県でも今年度県のマニュアルの検討を行っているが、その中で事務委託のことはどうしても触れざるを得ないところであった。事務委託は何を受けるのか、何を受けないのか検討したがなかなか悩ましかった。結果的には、マニュアル策定上の一定の線引きはしたところである。

行動計画としては「包括的」という表現が現状での限界ではないかと思う。国・県から県内の各市町村にこの計画を周知していく時に、「必ず県が受託するものではなく、市町村が対応することを大前提としたうえで県としても受託の準備をしている」ということを留意事項として併せて訴えていくしか方法はないのではないか。

(川本座長)

これまでの議論を踏まえて、事務局から今後の行動計画の運び方について説明をお願いする。

(事務局 岡本課長補佐)

「包括的」という表現については、このままとさせていただく。

基本的な考え方として、各県・各市町村の計画とこの行動計画は相互補完的に機能させるものであるということをご理解いただきたい。

この行動計画については本日ご了承いただき、文言の若干の修正等はあるが基本的にはご同意いただけたということにしたい。あと、修正点は川本先生に確認していただきながら事務局の方で整理したいと考えている。報告書と併せ、行動計画の案を取った上で公表することになる、よろしくをお願いします。

(3) 災害廃棄物処理計画策定モデル業務の報告

議事の「(3) 災害廃棄物処理計画策定モデル業務の報告」について、中電技術コンサルタント株式会社 乗越氏より資料 11 の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

(川本座長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問等があればお願いしたい。

P.16 で有害物質発生量＝PRTR 届出量×発生原単位となっており、発生原単位は(同ページ内)③で定義しているが、結局、常時保管量に等しくなるという理解で良いか。

(中電技術コンサルタント株式会社)

完全に一致ではないが、届出量と常時保管量がどのくらいあるかを業種ごとにヒアリングしている。業種ごとにそれが違っている。

(川本座長)

式から見るとイコールになってしまう。もう1つ掛け算で何とか係数みたいなものが入るなら今の説明で理解できるが。

(中電技術コンサルタント株式会社)

係数を出したようなイメージで、その両方の関係をヒアリングによって明確にし、それを発生原単位とした。

(宗委員)

P.26 の処理方法の検討で、受入可能量を中位シナリオ最大 20% の分担率で計算したということだが、国の検討の中でこの方法が記載されている。

こういった具体的な計画の時には実際の施設が特定できると思う。20% を選んだ根拠として、実態と近いとか国の指針なので採用した等の理由があるのかなと思うが、実態との違い等の情報はるか。

(中電技術コンサルタント株式会社)

実際にどこの業者が受け入れてくれるか、受入量がどれくらいかは詳細には把握できないので、あくまで設定として中央値の 20% を採用した。

(宗委員)

今回いくつかの施設が特定されているが、そこで今稼働率が 70% ぐらいであると 30% 余裕があるというような実態は特に把握していないのか。

(中電技術コンサルタント株式会社)

把握したかったが、そこまでできなかった。情報が得られなかったというのが実態である。

(宗委員)

了解した。もう 1 点質問する。

P.31 でリサイクル率が 55% と計算されている。聞き逃していたら申し訳ないが、この中に津波堆積物の資源化率は含まれているのか。熊本地震は津波堆積物がなかったが 70% 以上のリサイクル率が達成されていたので、55% という数字は低く感じる。

(中電技術コンサルタント株式会社)

津波堆積物は基本的に、県内の処理業者が土砂・不燃物に分けてその土砂を復興資材として活用するので、リサイクル率 55% の枠の中の「再生資材(土砂)」に含まれている。

(宗委員)

少しリサイクル率が低いかなという気がしたので。了解した。

(藤原委員)

P.35 について。住民用仮置場は暫定置場と同じ意味か。

(中電技術コンサルタント株式会社)

暫定置場と同じ意味合いである。

(藤原委員)

暫定置場から一次仮置場に持って行く場合もあると思うが、その流れもあるのか。これだとそのまま中間処理施設に持っていく形になっているが。

(中電技術コンサルタント株式会社)

順番としては暫定仮置場の方が先に入る。そこから一次仮置場へ行くが、二次仮置場・中間処理施設へ直接行く可能性もあると思うので、その矢印を追記する。

(川本座長)

他にご意見等はないか。

(事務局 岡本課長補佐)

災害廃棄物対策四国ブロック協議会設置規定(案)の変更について、了承いただいたということによろしいか。

(全員)

異議なし

(事務局 岡本課長補佐)

ご了承いただいたので、それで整理させていただく。

(4) 次年度以降の協議会の方針

議事の「(4) 次年度以降の協議会の方針」について、事務局より資料 12 の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

(川本座長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問等はあるか。

(宗委員)

調査・検討事項の「仮置場の選定・開設・運営・管理・閉鎖の手引きの作成」について、仮置場の確保の状態というか、候補地選定状況等は各県で調査していると思うが、できればブロック全体で仮置場が足りているか否かという実態を調査して、将来的にこの行動計画の中に盛り込んでもらえると、課題や問題の有無がはっきりするの

ではないかと思う。手引き作成に合わせてそういったことも検討していただけると良いのではないかと。

(事務局 岡本課長補佐)

貴重なご意見感謝する。今ご提案いただいた内容も含めて来年度検討し、可能であれば行動計画の中に盛り込んでいきたい。

(宗委員)

資料8で独立行政法人国立環境研究所になっているが、独立行政法人ではなく国立研究開発法人に変わっているので訂正いただきたい。

(事務局 岡本課長補佐)

大変失礼した。そのように訂正させていただく。

(川本座長)

これで議事は全て終了したので、進行を事務局にお返しする。

4 閉会

環境省中国四国地方環境事務所高松事務所 廃棄物・リサイクル対策課岡本課長補佐より閉会の挨拶が行われた。

以 上